

10月13日・15日の最高裁判決についても解説します!!

# 同一労働同一賃金への実務対応

—同一労働同一賃金って何をどうすればいいの?とお悩みの方ご参加ください—

中小企業への同一労働同一賃金の法施行が2021年4月に迫っています。昨今「同一労働同一賃金」を争点にした各種裁判の判決が続々と出ています。最高裁判決では皆勤手当などを支給していないことが違法とされました。10月に最高裁で5つの裁判の判決が出され、新しい判断が示されました。同一労働同一賃金は明確な基準が少なく、対応方法にお困りの方も多いと思います。本セミナーでは「同一労働同一賃金」の法改正の内容を詳しく解説し、対応方法の検討手順と基本給・手当の見直し方など具体的な対応策をご提案します。すぐ参考にできるノウハウ満載です。

来年4月  
法施行

## プログラム

- ①同一労働同一賃金とは?
- ②10月最高裁判決など、最新の裁判例をチェック!
- ③同一労働同一賃金へ対応手順と対策
- ④契約社員・パートの給与の見直し方
- ⑤正社員の給与も見直しが必要

2020年11月17日(火)  
15:00~16:30

ZoomによるWebセミナー  
初回特別価格：無 料

※社労士、経営コンサルタント等同業の方  
のご参加はお断りいたします。

◆講師◆

高木 厚博 (社労士事務所CRAFT代表、特定社会保険労務士)  
1974年生まれ。関西大学法学部卒業。

日々顧問先企業様の人事・労務の課題解決に取り組む一方、  
人事コンサルタントとして賃金制度・評価制度・退職金制度などの  
コンサルティングを多数手掛ける。

金融機関、商工会議所主催セミナーなど講演実績多数。

厚労省委託事業 働き方改革推進支援センター派遣専門家



お申込みサイト



お申込FAX: 050-6868-2762 (QRコード、メールでもどうぞ)

貴社名		従業員数	名
所在地	〒		
TEL			
E-mail			
お名前①		役職	
お名前②		役職	

主催：社労士事務所CRAFT <https://craft-jinji.com>

お問合せ (担当：高木) [info@craft-jinji.com](mailto:info@craft-jinji.com) TEL：050-3704-2266